

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 宿泊業又は娯楽業の小規模企業者の範囲の特例を定めること。

（本則関係）

第二 この政令は、平成二十六年三月一日から施行するものとする。

（附則関係）